

文化的資産としての景観の保護と継承

Protection and Safeguarding of Landscapes as Cultural Heritages

平澤 毅

文化庁文化財部記念物課

HIRASAWA Tsuyoshi

Monuments and Sites Division, Cultural Properties Department, Agency for Cultural Affairs

1. はじめに 景観の履歴

景観には履歴がある。

今日広く用いられる景観の概念は、それを論じる場面によって微妙に異なる様相を呈するもので、極端に言えばその取扱いも多種多様といっても過言ではないが、概して景観とは、人々を取り巻く環境、人々が働きかける環境について、人々が感覚や論理を通じて把握するのに最も重要な枠組みの1つであるといえることができる。そして、その物質的・空間的な変遷についてはもちろん、それを捉える人間の観点・視野等にも現在に至る連綿とした履歴がある。

実際に存在するモノとしての景観は、風土の成り立ちと人々の様々な営みの相互作用によって形成され、絶え間なく変遷している。人間はその変遷の中にあって、いにしへの昔から景観と様々な関係を継続して育て、歴史・文化を通じて景観へのまなざしを育ててきた。そのため、人々は初めて訪れる場所においても、新しく作り出された空間においても、主に景観の有様によって、その場所や空間の意味・状態等を解釈し、審美性・有用性等に係る多種多様な情報について感得することができる。すなわち、景観は人々の外側に存在すると同時に人々の内側に存在する。

景観は履歴を有するとともに景観そのものが履歴を表象しており、その履歴は形態として地上に刻まれ、形象として人々の心に刻まれてきた。そして、人々はこのような景観の履歴を基礎として、これからも景観の行方に関わりを持ち続ける。しかして、これらの履歴は過去から現在にもたらされた文化的な遺産であり、その景観は現在から未来に向かってなおも変遷を重ねながらも引き継がれていく文化的資産である。

本稿においては、このような文化的資産としての景観の保護と継承について、特に文化財保護の観点からこれまでの歩みと将来に向けての取組みを概観したい。

2. 文化財の保護と景観

日本における景観保護の歴史は、各地の名所・旧跡が実態ある風景として人々に広く認識され、個別にその保護が取り組まれてきた近世以前にまでさかのぼることができる。

なかでも江戸時代に行われた全国の街道の整備などは景観に対する全国的な取組みの1つとして評価される。

しかしながら、保存や活用の観点から景観の保護に資する制度的な取組みが包括的に行われるようになったのは近代以降である。その濫觴は各地に所在する名所・旧跡の保存への取組みにあり、明治6年(1863)の「正院達第16号」や明治30年(1897)の「古社寺保存法」第19条などに、今日の景観保護に繋がる考え方を見ることができる。

明治時代後半になると近代化の中で大規模な開発が行われるようになり、明治44年(1911)には帝国議会において「史蹟及天然記念物保存ニ関スル建議案」、「名勝地維持保存ニ関スル建議案」、「国設大公園設置ニ関スル建議案」などが上程されるなど、古来より日本に所在する優れた景観を成す遺産の保存に対する関心が高まった。

これらの議論や全国的調査を踏まえ、大正8年(1919)には「史蹟名勝天然記念物保存法」が制定された。史蹟名勝天然記念物はいずれもその多くが日本古来の景観を構成するものとして重要なものであったが、遺跡を保存の対象とする「史蹟」や動物・植物・地質鉱物を保存の対象とする「天然記念物」に対して、名勝地を保存の対象とする「名勝」はその風景の在り方を問う初めての保護制度であり、風景を直接構成する諸要素とともに、大正9年1月31日に決定した保存要目においては「著名ナル風景ヲ眺メ得ル特殊ノ地點」の保存も取り上げている。とりわけ、名勝の保存の考え方は大正8年2月13日に提示された「史蹟名勝天然記念物保存要綱草案」に名勝として保存すべき例示として、城跡や社寺などのほか、動植物の名所、間歇泉、岩石等から成る奇景など、史蹟や天然記念物の保存対象とも重なるものが挙げられつつも、「而シテ史蹟及天然記念物ト重複スルモノアルモ其ノ目的ヲ異ニス」とし、更に保存上の注意として「名勝八成ル可ク天然ノ風景ヲ保存シ濫リ二人爲的變化(山林ノ伐除、自動車道ノ開通、風景ト調和セザル建築、俗悪ナル廣告等)ヲ加ヘテ所在ノ風景ノ俗化セザルヤウ注意ヲ要ス」としており、まさに文化的な遺産としての景観及び遺産を構成する景観に関して理想的な状態を



図1．名勝三保松原（大正11（1922）年指定）と特別名勝富士山（昭和27（1952）年指定）

保存する考え方を示したものとと言える。この名勝地保存の仕組みは、戦後になって、それまで個別の制度により保存が図られてきた文化的な遺産について新たに「文化財」の概念を設けるとともに「保存」と「活用」から成る「保護」の概念を示した文化財保護法（昭和25年（1950）制定。以下、適宜「法」という。）において、文化財の一類型としての記念物の保護制度に引き継がれた（図1）。

1960年代に入ると高度経済成長により国土の大規模な開発が進む中で歴史的な景観の保存を望む機運が高まった。とりわけ文化財を取り囲む周辺環境の保全については「古都」（京都市、奈良市、鎌倉市及び政令で定めるその他の市町村）における伝統と文化の中で形成されてきた「歴史的風土」を対象として、昭和41年（1966）に「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」が制定されるなどの取り組みが行われてきた。また、伝統的な景観を有する集落や町並み等の保存への関心も高まり、昭和50年（1975）の法改正により「伝統的建造物群」が文化財の一類型として加えられた。「伝統的建造物群」は、法第2条において「周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの」と定義されているものであるが、その保護制度においては「伝統的建造物保存地区」を定め、「伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境」を保存することとした。こうした「古都」の「歴史的風土」の保存の手法や、文化財としての「伝統的建造物群」及びこれと一体をなして価値を形成している周辺環境までをも含めた保存地区を設定して保護措置を図る手法は、その後の歴史的景観の保全の考え方に大きな影響を与えてきた。

3．文化財としての景観整備

制度による文化財及びその景観の保護の取組みと併行して、とりわけ昭和40年代以降には文化財としての景観の整備が積極的に行われてきた。これらの整備に係る手法は文化財の保存に欠かせない管理・復旧・修理等を行う中で発展してきたものである。文化財建造物においては修理等によって欠損した部分等をもとの姿に戻したり、伝統的建造物群においては修理・修景等の総合的な手法によって伝統的な建造物ももとより一般建造物をも含めて地区全体の歴史的な景観を保全したりする取組みが行われてきた。

記念物の分野においてはこうした管理・復旧・修理等のほか、昭和41年（1966）に始められた「風土記の丘」整備事業において、史跡等の広域にわたる面的保存と周辺の自然をも含めた環境整備が行われた。また、埋蔵文化財としてのみ遺存する遺跡から成る史跡等においては、盛土により保護した地下遺構の直上にその位置・規模・構造等を表現したり、先史時代の住居を遺構が検出された原位置に復元したりして、その内容・価値を現地で伝える工夫が進められた。とりわけ、平成に入ってから、遺構・遺物や史料等の精緻な検討に基づく失われた歴史時代の建造物や工作物の復元、植物遺体の検討による植生等の復元を含んだ史跡等の整備が取り組まれ、近年では先史時代から近代に至るあらゆる種類の文化財において景観の復元的な整備が各地で行われるようになってきた（図2）。

このような史跡等の整備は、その本質的な価値の保存のための措置を講じ、それぞれの史跡等に相応しい環境を整備するとともに、その価値を顕在化して活用することにより、遺跡が現代社会における重要な資産であることを普及することをも目的としている。史跡等はそれのみで存在するものではなく、その周辺の環境と密接な関係を有しており、地域の景観形成の基本的なモチーフを成す場合も少なくない。古来日本においては風土の特性を活かして人々がその営みを続けてきたことに鑑みれば、その土地の過去の痕跡を伝える史跡等において景観を復元的に整備することは、かつてその地域に暮らした人々の営みの様子を空間的に理解するに止まらず、その地域の持つ風土の潜在力を知り、これからの地域の在り方を考えることに繋がるものと言える。



平塚川添遺跡（福岡県甘木市）

平城宮跡東院庭園（奈良県奈良市）

一乗谷朝倉氏遺跡（福井県福井市）

松江城跡（島根県松江市）

図2．史跡等の復元的整備の事例（左から、先史、古代、中世、近世の遺跡景観の復元事例）

4. 文化的景観の保護制度

これまで述べてきたような文化財の保護・整備等の取組みは一定の成果を上げてきたが、近年の我が国における社会構造など文化財を取り巻く社会情勢が著しく変化してきたことを受け、文化庁では文化財保護行政の在り方について積極的な見直しについて検討を重ねてきた。その結果、国民生活に密接に関係した文化的な所産の保護や保存及び活用のための措置が特に必要とされる分野への対応として、平成16年(2004)に文化財保護法の一部が改正され、平成17年4月1日に施行された。この度の法改正においてとりわけ注目すべきは、「文化財」の定義に「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの(以下「文化的景観」という。)」を新たに加え、地域の歴史や文化と密接に関わる固有の風土的特色を表す文化的な資産としての景観を保護の対象としたことにある。

その具体的な保護措置は、同年に成立した日本の景観保全行政の基本を成す「景観法」との密接な関連を有するもので、文部科学大臣が、都道府県又は市町村の申出に基づき、当該都道府県又は市町村が定める景観法に規定する景観計画区域又は景観地区内にある文化的景観であって、文部科学省令で定める基準に照らして当該都道府県又は市町村がその保存のために必要な措置を講じているものうち特に重要なものを「重要文化的景観」として選定し、保護措置を講じるものである。

また、文化的景観の保護のために都道府県又は市町村が行う事業に対して国庫補助金を交付するなどの支援を行っていくこととしている(図3, 4)。具体的には「文化的景観保護推進事業」として、文化的景観の歴史の変遷、自然的環境及び生業・生活等の調査を行う「調査事業」、重要文化的景観の選定に向けた保存計画の策定を行う「保存計画策定事業」、重要文化的景観の管理、復旧、修理又は修景等を行う「整備事業」、上記及びに関連して地域住民等が参加する勉強会・公開講座・ワークショップ等を実施する事業や上記から事業に係る実施過程や実施後の経過に関する記録を作成する「普及・啓発事業」のメニューが用意されている。

文化庁では、文化的景観の保護においては地域住民、NPO等と都道府県等が緊密な連携の下にその取組みを進めていくことが極めて重要との観点から、文化的景観を有する地域の協力を得て、多種多様な文化的景観の保存管理及び整備活用のための計画策定のモデル的な検討を進めることを目的として平成16年度から2か年度にわたり「文化的景観の保存・活用事業」を実施している(表1, 図5)。

このような文化的景観の具体的な保護措置を検討する上で基礎となったのは平成15年6月に取りまとめられた「農

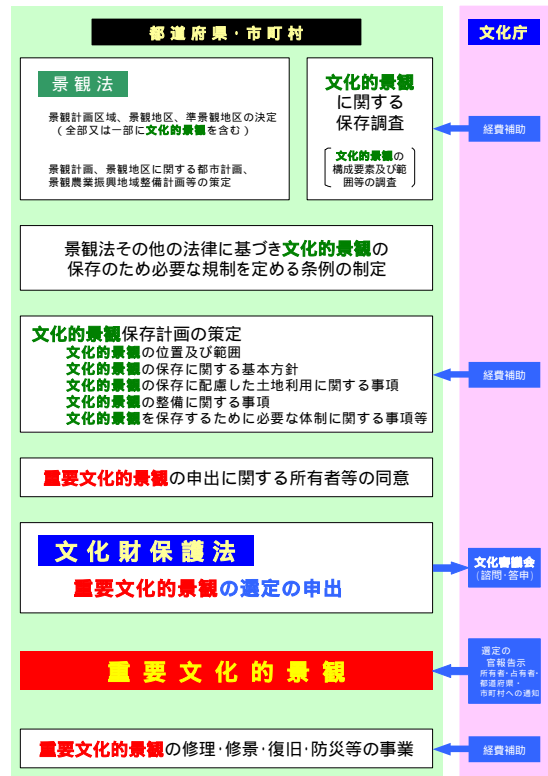


図3. 重要文化的景観の選定の過程と保護措置

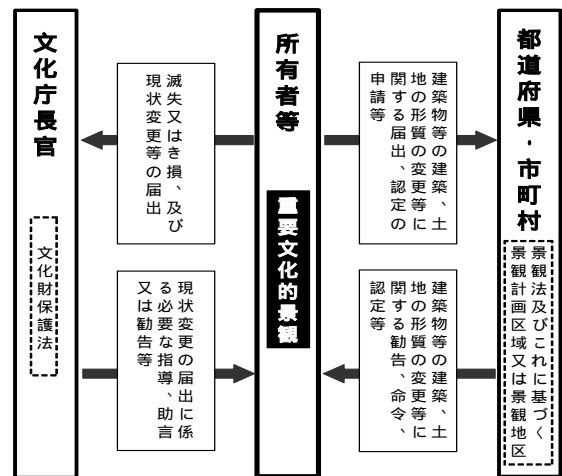


図4. 重要文化的景観の保護の仕組み

表1. 文化的景観の保存・活用事業のモデル地区

文化的景観の名称	所在する市町村
中標津の格子状防風林*1	北海道標津郡中標津町
大谷石(採石場)の景観*2	栃木県宇都宮市
大山の千枚田	千葉県鴨川市
琵琶湖の水辺景観	滋賀県近江八幡市
北山杉の林業景観	京都府京都市
稲美のため池群*3	兵庫県加古郡稲美町
宇和島の段々畑	愛媛県宇和島市
柳川の掘割景観	福岡県柳川市
麻野の棚田*4	佐賀県唐津市



図5 . 文化的景観の保存・活用事業のモデル地区 (左から、表1中の* 1 , * 2 , * 3 , * 4)

林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究」であるが、保護措置の対象となる文化的景観及びその具体的な方策の実施については更なる検討が必要であるため、文化庁では、都市及び鉱工業に関連する文化的景観をはじめとして、多種多様な文化的景観及びその保護方策に関する調査研究を引き続き推進していくこととしている。

5 . おわりに 景観の保護と継承

昭和37年(1962)の第12回ユネスコ総会で採択された「風光の美と特性の保護に関する勧告(Recommendation concerning the Safeguarding of the Beauty and Character of Landscape and Sites; 1962)」では、第1条で「風光の美と特性の保護とは、文化的又は美的意義を有するか、あるいは典型的な自然的環境を構成する、天然あるいは人工的な、農村及び都市の景観の保存、及びもし可能ならばその復旧措置を意味する」とし、一般的原則のひとつを示した第3条において「風光の美と特性の保護のために採用される研究と措置は、一国の全領域に適用されるべきであり、特定の風光地に限定されてはならない」としている。

古来より人々がその生活の中で関わり続けあるいは人々により伝えられてきたあらゆる地域の景観には、形態・形象としての形成過程の履歴とともに、地域の歴史・文化を通じて継承されてきたその内容に関する履歴がある。それは風土を風土ならしめる連綿とした記憶の蓄積であるとともに、何時如何なる時点においても私たちが生きていく場の行方の基礎を成している。すなわち、過去の景観を構成していた文化的資産及び過去から続いて現在の景観を構成する文化的資産を保護し、永い時代を生きてきた人々の認識を様々な形で継承していくことは、現在の景観を理解し、地域における将来の良好な景観形成を検討する上で必要不可欠なことであり、全国各地における風光の美と特性の保護にも繋がる。

改正された文化財保護法では、日常の生活に密着した遺産としての文化的景観を文化財に位置付けることによって、良好な景観の一部を構成することの多い歴史的建造物等や遺跡・名勝地等の重要な文化的資産の保護への取組みに加えて、文化的資産としての景観そのものの価値を評価し現代社会の中で包括的に保護する新たな仕組みを備えたものと言える。このような制度の適切な運用の下にハード面・ソフト面での幅広い事業の展開を全国各地域において図る

ことで、地域住民を中心とした文化的資産としての景観の保護と継承がさらに積極的に取り組まれることを期待する。

参考文献

- * 奈良国立文化財研究所(1999): 研究論集 ; 奈良国立文化財研究所学報第58冊, pp331
- * 長谷川成一(1996): 失われた景観 名所が語る江戸時代; 吉川弘文館, pp243
- * 平澤毅(1996): 近世以前における並木の成立と発展; 国際交通安全学会誌, 22(1), 4-12
- * 平澤毅(2001): 造園/ランドスケープ遺産保全への取組の歴史 制度の成立と展開; 平成13年度日本造園学会全国大会シンポジウム・分科会講演集, 33-38
- * 平澤毅(2004): 文化財の保護と近代のランドスケープ遺産; 平成16年度日本造園学会全国大会シンポジウム・分科会講演集, 42-47
- * 平澤毅(2005): 遺産の保護と文化的景観; 都市計画, 253, 15-18
- * T. Hirasawa(2005): Safeguarding of Cultural Landscapes; Proceedings of International Symposium on the Conservation and Restoration of Sustainable Landscape – JILA's 80th anniversary -, Japanese Institute of Landscape Architecture (JILA), 40-43
- * 文化庁監修(2001): 文化財保護法五十年史; ぎょうせい, pp649
- * 文化庁文化財部監修(2005): 特集 新たな文化財保護行政の展開; 月刊文化財, 500, 平成17年5月号, 第一法規, 13-35
- * 文化庁文化財部記念物課監修(2005): 史跡等整備のてびき - 保存と活用のために - ; 同成社; 総説編・資料編, pp277; 計画編, pp365; 技術編, pp340; 事例編, pp367
- * 文化庁文化財部記念物課監修(2005): 日本の文化的景観 農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究報告書; 同成社, pp323
- * 本中眞・平澤毅(2002): 文化財空間における緑地計画とデザイン; 緑の環境設計, エヌジーティー, 353-388
- * 本中眞(2004): 文化財保護と景観保護; 平成16年度日本造園学会全国大会シンポジウム・分科会講演集, 1-7
- * 本中眞(2005): 文化的景観の保護施策における行政からの連携; 平成17年度日本造園学会全国大会シンポジウム・分科会講演集, 25-2

